

# 『後水尾院當時年中行事』の性格と目的

酒井 信彦

はじめに

『後水尾院當時年中行事』<sup>(1)</sup>と言う書物がある。言うまでもなく近世初期の天皇、後水尾天皇の編纂になる、当時の朝廷の年中行事を記した書物である。朝廷の年中行事書としては、律令制度が現存した古代には多くの書物があるが、中世以後では著名なものは極めて少ない。その中で『後水尾院當時年中行事』は、同じく天皇の編纂による、後醍醐天皇の『建武年中行事』と共に例外的に広く知られており、現に四種類もの印刷物が出版刊行されている。しかしその割りに、あまり利用されているとは言えないのが、現状ではなからうか。その理由は色々あるかもしれないが、実際に読んでみると、正確に理解できない箇所が数多くあるのが、最大の問題点であろう。結局、現在出版されている刊行物のテキストトが良質ではないのである。したがってこのような現状は、『後水尾院當時年中行事』そのものに対する、国史学における認識・評価に関して、当然影響していると考えられる。つまり近世史における諸研究には、『後水尾院當時年中行事』への言及がしばしば見られるのだが、それは極めて観念的あるいは一面的であり、本書の本質が正確に理解されていないと思わざるを得ない。そこで以下本稿では、活字本としては知られていない、良質な底本を紹介すると共に、その底本に基づいて『後水尾

院當時年中行事』の内容を分析し、この著名な年中行事書の性格と作成された目的を、私なりに考えて見ることにしたい。

## 一 『後水尾院當時年中行事』のテキスト

現在印刷刊行されている『後水尾院當時年中行事』は、四種類である。すなわち、『史籍集覧』・『丹鶴叢書』・『列聖全集』・『新註皇学叢書』<sup>(2)</sup>である。四本に共通している、最も顕著な点は、次に示す天和元(一六八二)年の近衛基熙による奥書が存在することである。

禁中年中行事御作法以下事二帖、

後水尾院所令製御也、而染宸翰被収官庫、於此御本者、為御草案、依被進新院處也、基熙侍洞中之日、被免拜借故、不違一字謹書写之、朝廷之至宝、家門最珍無比類者也、子孫努非公用而、莫令他見矣、

于時天和元年臘天中旬、左僕射基熙

これによって、この書が後水尾天皇の著作であること、基熙は新院すなわち後西上皇の本を借り受けて、写本を作った事が分かる。<sup>(3)</sup>この基熙奥書は、非常に多くの写本の奥書に見られるものであり、悉皆的に調査した訳ではないが、東京近辺の図書館・文庫の所蔵本を調べた限りでは、殆どの本にこの奥書が見られる。したがって、写本として流通したのは、この基熙本系統のものである。

さて前記の印刷刊行されている四本は、中を読み比べて見ると、さらに二つの系統があることが判明する。つまり『改定史籍集覽』と『丹鶴叢書』、『列聖全集』と『新註皇学叢書』とが、それぞれ近い存在だと言うことが分かる。そして後二者には基熙奥書のほかに、更に安永二(一七七三)年二月十六日の、著名な有職故実家・伊勢貞丈による、次のような奥書がある。

右年中行事書写之、然原本有誤字衍文錯簡、多不可解者、故求得別二本、以校合之而後更清写畢、於是大略得其全、然而尚有未盡者、欲他日得善本則更校訂耳、

安永二年癸巳二月十六日、江府扈從隊士伊勢平蔵貞丈

したがって、貞丈の奥書があるものを貞丈系統、無いものを丹鶴系統と呼んでおこう。貞丈奥書に述べるように、原本には誤字衍文錯簡が有り、「多不可解者」と言った状態だったために、他の本で校合したのだが、まだまだ不完全なままであると言う。すなわち現行本の、テキストとしての質の悪さを自ずから証言している。このような状態は、丹鶴系統の本でも、基本的に同一である。それぞれ他方より良質な部分もあるが、反対に他方より劣っている箇所もあるからである。

なお現在知られている諸本には総てに、有名な序がある。『列聖全集』のテキストで、次に掲げておく。

順徳院の禁秘鈔・後醍醐院の仮名年中行事などいひて、禁中のごことどもか、せ給へるものあり、寔に末の龜鑑也、されど此頃のありさまには符合せず、其ゆゑいかなれば、世くだり時うつり、且は応仁の乱より諸国の武士おのれの力をあらそひて、社領・寺領・公私の所領を押領する事、かぞふるにいとまならず、これより此方、宮中日々に零落して、ことごとく保元・建武のむかしには似るべくもあらず、時ありて内大臣信長公あめがしたを掌の内にしてより、

漸く朝廷を經營する事になりぬ、就中東照宮叛逆の凶徒をたいらげ、四の海の浪風をしづめ、絶えたるをつぎすたれたるをおこし、上を尊敬し下を憐愍せらるゝ、志深かりしかば、金闕ふた、び光をかゞやかす、相ついで台徳院大相国今の征夷將軍左府に至りて忠節をつくし、殊に百敷の古き軒端をあらためて、玉をみがきなせる功他日に倍せり、しかはあれど万の事猶寛正の頃にだに及ばざるべし、御禊・大嘗会其外の諸公事も次第に絶えて、今はあともなきが如くになれば、再興するにたよりなし、何事も見るがうちにかはり行く末の世なれば、せめて衰微の世のたゞまひをだにうしなはでこそあらまほしきに、それだに亦おほつかなくなりもてゆかん事のなげかしければ、見て知り聞きて知る人のたゞしき事にはあらねど、思ひ出づるにしたがひて書きつけ侍りぬ、うとき人にはゆめく見せしむまじきものにこそ、

この序は、三段に別れている。まず応仁の乱後は朝廷が衰えて、順徳・後醍醐天皇の時代に全く及ばないことを述べ、続いて織田信長から武家政権が朝廷の復興に努力したことを認め、にもかかわらず応仁の乱直前の寛正年間にさえ戻っていないとする。この序はよく知られたものであるが、その説明には極めて筋の通らない所がある。ただしその点については、後に取り上げることにしたい。

ところがここに、以上見て来た諸本と明らかに系統を異にするものが存在する。それは京都御所東山御文庫のものである。その序の部分の写真は、『日本の近世 2 天皇と將軍』で、紹介されている<sup>(4)</sup>。私はその現物を見たことは無いが、写真の引き伸ばしは宮内庁書陵部で入手することができた。一見して極めて良質のものであることが分かる。序は印刷刊行されている諸本と、基本的に同一だが、この本には印刷諸本のよくなる基熙の奥書はなく、もちろん貞丈奥書もない。東山御文庫所蔵すな

わち皇室そのものに伝来したと言う事実から想像されるように、後水尾院の宸筆原本であるか否かは別としても、原本に極めて近い存在であることは間違いない。実見していないので、その寸法は分からないが、体裁について言えば、表紙は無地のままで、しかも題簽等は無い。東山文庫の番号は、「勅封六七、六、一四」とある。表紙を除いた本文が六十七丁、第一・二丁が序、三〜四十三丁が年中行事、四十四〜六十六丁が箇条書部分、六十七丁が跋である。字配りは、半丁すなわち一頁が一行で、一行は均一ではないが二十字内外である。すなわち本書は伝写の奥書が無い替わりに、本来の奥書と言うべき跋が存在する。この跋は活字本には全く見られないものである。それは、次の如くである。

此一冊は後光明院へかきてまいらせしを、承応の回祿に焼失しぬ、草案の残しか不思議に万治の火災をものかれて函底よりとり出たるを、やかてやりすてんとするに、当今おさなくましましては、二度まいらせよかしと、しきりに懇望する女房あまたあれは、いなひかたくて、かの草のあまり前後混乱したるを書あらためむとするに、老眼分明ならさるうへに、近年筋氣ことに興廢して執筆曾以合期せずといへと、鳥跡の見くるしきをかへりみす書付をはりぬ、弥外見憚あるものなり、

ただしこの跋は既に『列聖全集』の解説、したがって『皇室御撰の研究』によつて知られていた。それによつて和田英松は本書の成立について、まず正保・慶安頃に後光明天皇の為に作られ、草案が二度の火災を免れたものを、靈元天皇の為に寛文三年以後に再度書かれたものであるとする。和田の解説では、この跋は帝国図書館の本から採つたとしているが、現に国会図書館にはその本が存在している。<sup>6)</sup>寸法は、縦二十七・七センチ、横二十・三センチ。東山御文庫本と比較すると、本文全体が六十七丁、一・二丁が序、三〜四十三丁が年中行事、四十四〜六十六丁

が箇条書、六十七丁が跋で、半丁が十一行と体裁及び字配りは全く同一である。ただし、文字自体は良く似ているが、ずっと線が細く弱々しいから、東山御文庫本の転写本と思われる。

以上より『後水尾院当時年中行事』のテキストの系統は、現在知られる所では、二系統あることになる。一つは印刷刊行され、写本としても極めて普及しているもので、その源は近衛基熙の本であり、更に溯れば後西院所蔵本ということになる。もう一つは後水尾院による跋を有する、東山御文庫本及び国会図書館の一本で、これは靈元天皇所蔵本と同一のものである。『日本の近世 2 天皇と将軍』『朝儀の再興』では、「京都・東山御文庫に現存の『当時年中行事』は後西上皇に贈進したものとされている」とあるが、跋の内容から言つて、この伝承は間違いであろう。

東山御文庫本の良質性を示す箇所は多々あるが、幾つかの具体例を説明しよう。まず序に活字本では、「これより此方、宮中日々に零落して、ことごとく保元建武のむかしには似るべくもあらず」とあるところの年号は、東山本には「建保建武」とある。此のほうが明らかに正しい。と言うのは此の年号は、序の冒頭に「順徳院の禁秘鈔・後醍醐院の仮名年中行事などいひて」とあるところを請けているからである。建保は順徳天皇時代の年号である。また正月二日条で、貞丈系統に「二本うちちききを進上して御はきそめあり」、丹鶴系統に「二本上はうきを進上して御はきそめあり」とあるところは、東山御文庫本では「こほうしは、きを進上して御はきそめあり」とある。「こほうし」とは「小法師」で、朝廷の清掃に係わる人間である小法師が箒を進上して、掃き初めがおこなわれる訳である。

此のような言葉の誤りは数多いが、更に文章つまりセンテンスの欠落がある。それには貞丈系統だけのもの、丹鶴系統だけのものもあるが、

両者共に欠落している場合が多い。例えば丹鶴系統では、冒頭の御手水の箇所、「御前に参る、手長是も袴計着て」と言う文章が、貞丈系統では朝餉御膳の箇所で、「世には南向にて、東に御座をかまふるかゆへなり、采女々官等」と言う文章が、四日の朝御盤の所では両系統共に、「中臈はれん臺に、これも北向に候す」と言う文章が、それぞれ抜けているのである。それら総てを包括して言えば、年中行事の部分で十四箇所、箇条書の部分で二十一箇所、合計三十五箇所に及ぶ。この文章の欠落は、短いもので数字、長いもので三十数字になるが、実は更に長大な欠落部分がある。それは年中行事部分の五月五日、端午の節句の菖蒲の輿以下のところで、活字本には「是は梅が畑といふ所より材木を出して、是も衛士つくりて調進するなり、三日に同し」とあるが、この「調進するなり」と「三日に同し」の間には、東山本で十四行に及ぶ欠落がある。また箇条書部分の猿楽のところ、約五行の欠落がある。この欠落は後西院贈進本になかったものが、靈元天皇贈進本で増補された部分との可能性も考えられるが、註で示したように五月五日の御祝の殆どが欠落していることから判断して、明らかに転写における脱落である。

以上は欠落部分だが、反対に活字本には東山本には存在しない文章が入り込んでいる場合がある。その代表的事例は、正月三日「あしたのもの」の説明として、活字本に「御朝物毎朝川端道喜上之、是を牛の舌餅と世の人云、道喜前五郎右衛門といふ、当時難波家の名物なり」とあるものである。文体から言っても、明らかに本来の物ではない。このように割り注などの形で、明らかに転写の間に挿入されたと思われるものの外に、刊行本にあるが東山御文庫本に見られないセンテンスが、極少数ではあるが存在する。<sup>(9)</sup>これらは同じ語句が出てくる所で欠落している事実から判断して、改訂の結果と言うより、東山御文庫本の書写の不完全さを示す例と考えるべきであろう。

## 二 『後水尾院当時年中行事』の性格

さてそれでは『後水尾院当時年中行事』の性格・特質について考えて行くことにしよう。その手掛かりとして、ここでは以下に『後水尾院当時年中行事』と『禁秘抄』・『建武年中行事』との比較を行って見ることにしたい。

序の冒頭に、「順徳院の禁秘抄、後醍醐院の仮名年中行事」とあったように、本書はその前例をこの二書に求めて作成されていることは、極めて明らかである。すなわち前半の年中行事の部分が『建武年中行事』に倣っており、後半の箇条書部分が『禁秘抄』に倣っているのは言うまでもない。『禁秘抄』の記述は「賢所」から始まっているが、それは箇条書部分も同様である。また往々にして『後水尾院当時年中行事』と言う名称に引きずられて、箇条書部分が無視してしまう傾向があるが、それは間違いである。ところで『後水尾院当時年中行事』の内容を、『建武年中行事』及び『禁秘抄』と比較して見るとき、かなりの相違が目につく事が分かる。もちろん、この両書と『後水尾院当時年中行事』とは、その作成された時代背景が、大きく異なる事は考慮しなければならぬ。しかし例えば箇条書部分の場合、『禁秘抄』に比べて明らかに横の広がりがないことは、無視し得ない事実である。つまりそこで展開されているのは、朝廷社会の中でも、かなり内向きの世界に限定されているのである。人的視点から見ても、『禁秘抄』には、近習・殿上人・藏人・滝口などの箇条があるのに対して、『後水尾院当時年中行事』では、殆ど女官に関する事項に限られている。これは一体なぜなのだろうか。もちろん時代の違いはあるだろう。しかしいつの時代でもそれなりに、公的部分は必ず存在するはずであるから、それだけでは説明がつかないのである。

そこで以下この疑問についてより詳しく考える為に、『後水尾院当時年中行事』にはいかなる事項が書いてあるのか、またその中ではどんな事項にスペースを裂いて記述されているのかを、年中行事部分だけでなく、簡条書部分も含めて一覧表にしてみたのが、別掲の第1表・第2表である。記述分量の計測は行数の多寡に依ることにした。字数まで計算すれば正確であるが、そこまでの必要は無いと判断したからである。先述したように、一行は大凡二十字である。

まず行数に関して説明をすると、本書の全体は一千四百四十三行で、その内序が三十行、年中行事部分が八百九十二行で約九百行、簡条書部分が四百九十七行で約五百行、跋が十四行である。年中行事部分の構成を行数から見ると、正月が三百八十八行で四十三・五パーセント、さらに元旦が百八十一行であるから、一日だけで全体の二十パーセントを越している。すなわち年中行事と言っても、如何に年頭に比重がかかっているかがわかる。ただし同一の行事が繰り返し出てくる場合は、最初の年頭で詳しく説明されると言う点は、考慮する必要がある。年中行事部分で多くの記載があり、十行以上の分量が裂かれている二十六項目を、分量の多い順に第3表としてあらためて掲げた。すなわちこれらの項目が、『後水尾院当時年中行事』で力を入れて書かれている項目であり、これによって如何なる行事に関心が向けられていたかを、具体的に知ることができる訳である。

さて最も記載分量が多いのは、元旦の「御祝」なる行事である。これだけで元旦の分の半分を占めている。これは天皇が女官及び臣と、年始を祝う酒宴行事であって、その式次第が極めて丁寧に説明されているのである。ただしこの行事は元旦だけではなく、正月三が日と七日・十五日、二月以後の毎月一日、そして三月三日・五月五日・七月七日・九月九日の各節句、すなわち節朔のサイクルで行われる。<sup>(10)</sup> 第二位は

「亥子」で、これは十月中の亥日に、天皇が女官や廷臣に亥子餅を与え

る行事である。十月の亥日には総て行うから、二回乃至三回行われる。亥子は古代からその存在は知られているが、この時代極めて厳格に行われている。第三位は「みな月の輪」で、六月の末の大祓として、天皇はじめ女官・廷臣が茅の輪くぐりを行い、其の後に酒宴がある。第四位は「諸礼」で、これは公家・僧侶・医師など、凡そ朝廷社会の構成員である人々が、正月十日頃に天皇に対して、年始の挨拶を行う行事であり、様々な人々が一度に挨拶をするので、この名称がある。<sup>(11)</sup> 第五位の「御日出度事」はいわゆる「生御魂の御祝」であり、現在生存している両親の御魂を祝する行事である。第六位が「四方拝」で、これは言うまでもなく古代・律令時代から継続している朝儀であり、元旦の早朝に天皇が天地四方の神々を拝すると言う儀式である。第七位が「煤払」で、年末に女官や廷臣が内裏の主要殿舎を清掃する行事である。

以上、記載分量が多い上位七項目を紹介した。これらは約三十行以上の分量があるが、これだけでも『後水尾院当時年中行事』の内容の基本的傾向は、伺われるであろう。非常に目につくのは、朝廷の年中行事書と言いつながら、古代以来のいわゆる朝儀に当たるものが、重視されていないことである。この時代は本書の序にもあつたように、応仁の乱で廃絶した朝儀がまだまだ復活してはいないが、それでも年中行事の中で最も重視された正月の三節会は、後水尾天皇の即位と共に、完全に再興されていた。また四方拝は応仁の乱後も廃絶しなかった。そして四方拝の記述の分量は、第六位の位置を占めているのだが、その中身が問題なのである。実は『後水尾院当時年中行事』で、三十行以上を使って説明しているのは、四方拝を行うまでの準備段階で、四方拝そのものではない。また元日節会は十六行の記述があるが、これも清涼殿での身支度と紫宸殿への渡御までである。

以上の点をより明確にするために、『後水尾院當時年中行事』の内容を、ほぼ同時代の他の年中行事書の内容と、比較してみることにしよう。その対象は『近代年中行事細記』と言う書物である。この書は刊行されていないが、江戸時代の朝廷の年中行事書としては、広く普及したようで、今日でも図書館・文庫に写本が多く所蔵されている。<sup>(12)</sup> 著者は日野家の一族・柳原資廉で、資廉は寛永二十一(一六四四)年に誕生し、正徳二(一七一二)年に六十九歳で薨しているが、この書が作られたのは、彼が蔵人や弁官と言う実務者であった、寛文年間から延宝初年の頃であろう。本書に記載されている年中行事の項目は、それほど多くないから、以下に月日の順に列挙してみることにする。

四方拝 小朝拝 元日節会 披露始 白馬節会

太元後七日御修法 諸礼 奏事始 踏歌節会 御会始

晦日護持 春日祭 水無瀬殿御法楽 聖廟御法楽

東照宮奉幣發遣日時定陣儀 松尾寺勅裁 例幣

内侍所御神楽

以上、十八項目ほどしか無い。これも『後水尾院當時年中行事』と同じように、行数で各項目の記述分量を計測してみよう。このうち数行分しかない五項目を除く十三項目は、約三十行以上の記載がみられる。それを行数の多い順に、以下に示すことにする。<sup>(13)</sup>

元日節会 四百七 内侍所御神楽 百五十

白馬節会 百四十八 四方拝 百二十一 踏歌節会 八十三

東照宮奉幣使 七十三 例幣 六十五 春日祭 五十七

太元後七日 三十九 水無瀬法楽 三十六 御会始 三十二

諸礼 二十九 小朝拝 二十八

項目自体が一見して『後水尾院當時年中行事』の場合と異なっているのが、よく分かるであろう。これは明らかに古代以来の朝儀が中心であ

る。また行数においても極端な傾向がみられる。並外れて多いのが元日節会であり、白馬節会・踏歌節会も多く分量があり、四方拝もしかりである。例幣・春日祭・太元後七日などの宗教的行事も、近世に再興された旧儀である。ただし東照宮奉幣使は、極めて新しいものであるのは、言うまでもない。水無瀬法楽・御会始・諸礼も室町時代以来のものであるが、重要なものである程度の分量を獲得している。小朝拝はこの時代には、既に年中行事とは言えなくなっているが、取り上げられているところにも、旧儀重視の姿勢が表れている。これら朝儀の記述が詳しいのは、その準備段階から実施の際の式次第まで、実際の運用当事者の立場から、詳細に書かれているからである。

それに対して『後水尾院當時年中行事』の書き方は、まさに正反対と言つてよい。朝儀の中身を全くと言つてよいほど記述しないのである。以下にそれを示すと、

四方拝では、「四方拝の次第は、今もふるき世のためしにかはらず、しるせるものおほければ、くはしく記するにをよはず」。

小朝拝は、「小朝拝の次第は、又記するにをよはず」。

元日節会は、「節会の事、又次第にゆすりて、筆をさしをく也」。

白馬節会は、「白馬節会出御已下の事は元日に又同じ」。

踏歌節会は、「踏歌節会出御以下の事、前に同じ」

とあるだけである。すなわち『後水尾院當時年中行事』が著そうとした対象は、この伝統的朝儀にないことは、明らかである。

では『後水尾院當時年中行事』の本質は、一体どこにあるのだろうか。もう一度、多量記載項目の表を見てみよう。御祝・亥子・茅の輪・生御魂・煤払などは、朝廷年中行事の中で、総じて新しい行事である。中には古代以来の行事もあるが、当時はその影は薄かったものである。これらの行事は、特に応仁の乱後の、従来の朝儀の廢絶状況の中から、成長

発展して来たものである。それと共にこれらの行事の特質として、その「世俗性」と言うことに注目しなければならない。つまり大事なことは、これらの行事は朝廷独自のものではなく、他の世界とも共通する行事であると言う事実である。勿論朝儀でも、禁裏以外の世界と共通するものもあった。例えば四方拝は、公家諸家にも見られるし、小朝拝に当たる撰閲家拝礼、節会に相当する大饗もあった。しかしそれらはいくまでも朝廷社会内部の存在である。それに対して世俗的行事は基本的に、武家社会にも更には民間にも存在した行事である。例えば節朔の御祝は、室町幕府の年中行事の中に明確に確認できる。<sup>(15)</sup> 諸礼は元來室町幕府の参賀の儀礼と密接に関連して成立したものである。<sup>(16)</sup> 和歌御会始も七夕の和歌も八朔も煤払も、室町幕府年中行事と共通しているのである。<sup>(17)</sup> そして『後水尾院当時年中行事』の本文自体が、世俗性を強調している箇所が幾つかある。それを例挙すれば、

- 1、正月二日、とりそめの盃「うけとりのさか月のついて、先とりそめのさか月参る、これらことに俗にちかき事也、いつ比よりの事にか」
  - 2、正月二十日、二十日正月「こふあはへた／＼のかちんにて御祝まいる、これらも俗にならふ事とみえたり」
  - 3、六月晦日、みな月の輪「これらも俗にならふ事にや、されと後成恩寺関白の公事根源鈔にも、此事か、れたれは、いかさまむかしより世俗にありける事とみえたり」
  - 4、八月十五日、名月「これらも専世俗に流布の事也、禁中にはいつ比よりはしまれる事にか」
  - 5、十二月、煤払「其日女中老若によらず、世俗にうちかうふりとかいふ綿をかつく也、いかなる事にか故はしらす」
- この中から世俗行事の代表として、八月十五夜の具体的有り様を紹介しておこう。

名月の御さか月常御所にてまいる、先芋次に茄子を供す、茄子をとらせまし／＼て、萩の箸にて穴をあけ、穴のうちを三反箸をとをさされて、御手にもたる御盃まいりて後、御前を徹す、清涼殿の東の庇にかまへたる御座にて、月を御覧あり、かの茄子の穴より御覧して、御願あり、

内容から言つて、いかに世俗的さらには民俗的行事であるか分かるだろう。ただしこのように言及されているものに限らず、多くのものが世俗的行事なのである。

もう一つ『後水尾院年中行事』の特質として、注意しなければならぬのは、その「内々性」とも言うべきものである。宮内庁書陵部に所蔵されている『禁中行事紀聞』という書物は、明治になって編纂されたものだが、江戸時代の朝廷の年中行事を、「表恒例年中行事」と「奥恒例年中行事」に区分している。<sup>(19)</sup> この基準によつて、先の多量記載項目二十六項目を分類してみると、表行事が十項目で奥行事が十六項目である。しかし十八行以上の上位十二項目で見ると、表行事は諸礼と四方拝の二項目に過ぎない。世俗的行事である諸礼にしても、左義長にしても、和歌御会始にしても、表向きの行事である。しかし御祝は女官と内々の廷臣だけが参加する行事であった。その他の嘉定・水無月晦日・七夕・中元などの酒宴も同様である。内々性は女官の強調にも表れている。その例は行事の本文に、その時の女官の衣装が言及されていることである。<sup>(20)</sup> さらにこの内々性は、年中行事部分よりも箇条書部分により明確に表れている。箇条書部分で最も分量が多いのは、「御所々々御祝」とあるものだが、これは天皇の子供の人生儀礼である（宮参り・参内から門跡比丘尼入室作法まではその内訳）。次いで「毎日常第」という毎日の生活パターン、「女中衣裳」・「女中懐妊」・「儲君親王御同宿」と続く。すなわち最も力を込めて取り上げられているのは、後宮の世界に外なら

ない。天皇・女官・天皇の子供によって構成されている、家族的日常生活の世界である。

以上のことに関連して、そもそも本書の具体的作者は誰なのかと言う問題を、もう少し検討して見る必要がある。現在では後水尾天皇自身の著作であることに、何の疑問も持たれていないが、最初から総て天皇による著作とすることには、疑念が感ぜられる。と言うのは、記述の内容が極めて具体的かつ詳細であるからである。例えば箇条書き部分にある、「女中衣裳」で説明されている女官の服装は、微に入り細を穿っている。即ち編集や清書は、後水尾天皇によってなされたとしても、一人と限らない何人かの、原稿の作者が予想されるのである。そしてそれはこれらの行事の直接の担当者である女官達であるに違いない。<sup>(21)</sup>戦国時代以後、朝廷の女官によって書き続けられて来た日記に、『御湯殿上日記』があるが、その一部のもは天皇自身による執筆だとされている。<sup>(22)</sup>とすればそれは丁度逆に、天皇の著作とされるものに、女官の手が及んでいても、少しも不思議ではないだろう。そもそも禁裏の内々の領域と云うものは、基本的に天皇と女官によって構成された世界であり、天皇と女官は一身同体的関係にある。それは日常の衣服の在り方によく表れている。すなわち天皇も女官もその日常服は、白の小袖に赤の大口袴なのである。したがって本書が仮名で記されている意味は、『建武年中行事』に倣ったことや、幼少の天皇に贈ったことも考えられるが、本来女官の手に成ったことが、大きいのかもしれない。跋にある「当今おさなくましませは、二度まいらせよかしと、しきりに懇望する女房あまたあれは、いなひかたくて」と言う文章の背景に、以上のような事実があるのではなからうか。

### 三 『後水尾院当時年中行事』の目的

さてそれでは『後水尾院当時年中行事』が作られた意味・目的について考えて行くことにしよう。本書が書かれた動機ないしは目的については、従来から一定の見解があるといえる。辻善之助『日本文化史』では、序文の趣旨をそのまま敷衍する形で、「これによっても、後水尾院が、禁中公事の御再興、やがては皇室復興を期し給へる叡慮の深きを推し奉るべきである」としている。<sup>(23)</sup>また先述した「朝儀の再興」で米田雄介は、「後水尾上皇が本書を執筆した意図は、それが若い後光明天皇や幼少の靈元天皇に進上されていることや本書が仮名で記されていることからわかるように、後水尾上皇は本書を通じて、これら若い天皇に朝儀についての理解を深めてもらうことと、(中略、引用者)将来ある若い天皇に「いまだ再興されていない朝儀について、その再興を図るようにとの指針を示していたものと思われる」と述べている。要するに本書が作られた目的は、現状の朝儀の廃絶状況を深く嘆いていて、そのために年若い天皇に朝廷年中行事の重要さを教え、再興されていない朝儀の再興に努力するように諭すためであった、と考えるのである。しかしこれでは、先に分析して来た『後水尾院当時年中行事』の内容・性格と、明らかに矛盾してしまう。この書物で熱心に記述されているのは、伝統的な古代以来の朝儀ではなくて、世俗的な内々の行事だからである。たしかに序で述べられている、「しかあれとよろつの事猶寛正の比にたにもよはさるへし、御禊・大嘗会其外の諸公事も次第に絶て、今は跡もなきかことくになれば、再興するに便なし」と言うところだけ注目すれば、そのような判断に達するのかもしれないが、序に展開されているのはそれだけではないのである。その為には再度、序の分析に立ち戻って見よう。今まで殆ど注目されていないが、本書作成の目的は、序の末尾近くに明



確に言及されているのである。すなわち次の部分である。

何事もみるかうちにかはりゆくすゑの世なれば、せめて衰微の世のた、すまゐるをたにうしなはてこそあらまほしきに、それたに又おほつかなく成もてゆかむ事のなけかしければ、みてしり聞てする人のたとくしき事にはあらねと、思ひ出すにしたかひて書付侍りぬ、つまり現在は末世であるので、現在行われていることも、いつまで続くか分からないから、書き留めておく、というのである。したがってこの文章の「衰微の世のたすまゐる」こそが、『後水尾院當時年中行事』の内容である、世俗的行事・内々の行事に当たる事は、間違いないだろう。

それではここに展開されている歴史の見方は、本当に正しいのだろうか。実はこの歴史認識は、現実とは全く異なっているのである。何故なら後水尾天皇の時代に於いて、『後水尾院當時年中行事』にある年中行事が、「おほつかなく」なり、廃絶するような危険な状況であったとは、全く考えられない。勿論、応仁の乱で廃絶した古代以来の朝儀は、この時点ではまだ少数しか再興されていない。しかし年中行事として最も重要な、元日・白馬・踏歌の正月三節会は、後水尾天皇の即位と共に完全に再興されていた。そもそも『後水尾院當時年中行事』に記載されている、数々の年中行事や宮中の作法・慣例は、この時代より遙かに朝廷が衰微していた戦国時代でも、立派に存在していた。<sup>(24)</sup>したがって、これらの行事の存立が危ぶまれる可能性があるとしたら、それには全く別な理由を想定しなければならない。そしてそれは外部的要因ではなく、朝廷の内部にあったと考えられるのである。

『後水尾院當時年中行事』は、ある人物に与えるために作成されたものである。それは跋の冒頭に、「此の一冊は後光明院へかきてまいらせしを」とあって明らかである。したがってここで、後光明天皇の性格・

志向を考えなければならぬ。後光明天皇は十歳で即位し、在位十二年二十二歳で崩御した若年の天皇だが、英明嚴毅で且つ慈愛深かったと言うから、優れた資質の人物だったのである。<sup>(25)</sup>天皇は特に儒学に関心をもち、民間学者朝山意林庵に御所で朱子学を講義させたり、藤原惺窩の文集の序文に自ら筆を執ったりした。また漢詩を極めて好んで、『鳳啼集』と言う漢詩集を残している。<sup>(27)</sup>すなわち後光明天皇の知的志向は、漢学・漢詩に集中していることが分かる。ただしこれにはその反面の問題があった。後光明天皇がその対象と思われる、後水尾天皇による有名な教訓書がある。その一条に、

御芸能の事は、禁秘鈔に委く載られて候へとも、今の世に候へは、和歌第一に御心にかげられ、御稽古あるへき事にや、先和国の風儀といひ、近代ことにもてあそはるゝ道なり、

これは和歌を好まなかつた後光明天皇への、後水尾院に依る論しであった。そして現実に後光明天皇が和歌に意欲を持たなかつた事実を示す史料がある。それは天皇が慶安二年に作った日課表である。<sup>(29)</sup>すなわち、

毎日の所作不可為懈怠

辰 読書

巳 筆道

午

未 論語二枚、復一日三体詩二枚

申

酉 戲遊

戌

亥 詩一首

慶安<sup>(26)</sup>南訃日

とあり、漢詩はあるが和歌は無いのである。先の教訓書の少し後に、

「漢方又いか程の御事にても不飽足候歟」とあることはあるが、それも程度問題であった。ところが後光明天皇は、このような状態を案じた後水尾院から、和歌の詠作を命じられたところ、たちどころに何首も作って驚かせたという。したがって天皇の和歌に対する不熱心は、極めて意識的なものであり、一種のイデオロギーと言うべきものである。これは漢学・漢詩的なものこそ朝廷の本来のものであり、和歌に代表される和風文化は、墮落した姿だとの認識に基づいている。あくまで最初の律令国家の在り方が、朝廷の正当な在り方であるとの信念である。

朝廷社会に於いて和歌に対する観念は、実は今日我々が一般的に理解しているほど、肯定的なものとは言えない。例えば元和元(一六一五)年七月に発せられた、「禁中並公家諸法度」の第一条である「天子諸芸能之事」には、天皇の学問及び和歌について言及されているが、その文章は『禁秘抄』からの流用であった。そして『禁秘抄』の「諸芸能事」の和歌の部分は、次のようである。

和歌自光孝天皇未絶、雖為綺語我国習俗也、好色之道幽玄之儀、不可棄置事歟、

「綺語」とは、本来仏教用語で「真実にそむいて巧みに飾った言語。虚飾のある言葉」で、十悪の一つだと言う。派生的に使われて、「巧みに表現した言葉。おもしろく飾った言葉」になる<sup>(30)</sup>としても、否定的印象は否めない。もう一つ、和歌を我が国の習俗であると、世俗的なものと認識している点<sup>(31)</sup>が、極めて重要である。父後鳥羽天皇と共に活発な作歌活動を行い、歌学の集大成と言われる『八雲御抄』の著者である順徳天皇でさえ、このような認識を持っていたのである。

後光明天皇の場合は、以上のような考え方が、最も純粹且つ強烈に発現したのである。したがって『鳩巢小説』に載せられた、次の有名な逸話が残されている。<sup>(31)</sup>

同帝(後光明帝、引用者)常々仰ラレ候ハ、吾国朝廷ノ衰微致シ候ハ、和歌ノ発興ト源氏物語ノ行ハレ候トノ二ツヨリ起リ候、中古以上ノ天子又ハ大臣ノ内ニモ、天下ヲ治メ礼楽ニ志有之衆ニ、誰カ歌ヲ数寄申人有之ヤ、況源氏ハ淫乱ノ書ニ相極ル旨被仰候テ、一向歌ハ不被為読候、源氏伊勢物語ノ類ハ御目通ヘモ出申候、  
ここでは和歌や仮名物語の国風文化が、朝廷衰微の原因にされているのである。

この様な価値観を持つ後光明天皇にとっては、律令的朝儀の再興は何にも増して重大であったはずである。その反面、世俗的・内々のな行事は、和歌と同じように、軽視ないしは否定する傾向があったと考えざるを得ない。したがって跋に明確に、後光明天皇に書き与えられたとある以上、同天皇がかかる行事へも理解を深めるように、との意図を込めて作成したと考えて、大過ないであろう。

では『後水尾院當時年中行事』は、後光明天皇に贈る目的の下に作成されたとしても、その前提として後水尾天皇が何故、世俗的・内々の行事や作法・慣例を重視したのか、と言う問題を考えなければならぬ。つまり、後光明天皇への贈進は本書作成の直接的目的としたら、その基盤として基本的目的と言うべきものがあるに違いないのである。先述したように、世俗的・内々の行事は、応仁の乱以後の朝廷で成長・発展した。したがってそれなりに朝廷の文化として、現実的に定着していったことは確かである。しかし後水尾天皇に至るまでに、これ程完全に文章の形で整理しまとめ上げた天皇はいない。<sup>(32)</sup>とすれば後水尾天皇は、これらの行事・慣習に極めて高い価値を見だし、これを守り伝えなければならぬと、積極的に考えていたのである。では後水尾天皇は、何故そのような信念を持つに至ったのか、問題となってくる。

ところでこの問題を考えるに当たって、重要な手掛かりとなる論稿が

存在する。それはかなり古いものであるが、桜井秀「風俗史上より見たる後水尾上皇と東福門院」である。<sup>(33)</sup>この論稿で桜井は、後水尾天皇の心理の在り方は、大きく二つの時期に区分出来ると言う。つまり「想ふに後水尾帝の御態度たる前後兩期に分ちて見奉るべきもの、如し。即ち東方の勢力に対してともすれば過激にまで流れんと疑はる、反抗的態度を維持し給へる時代と、古典遊興等の趣味に遁れて(?)現実の風潮に眼を背け給はんとせし時代とこれなり」。そして「かく公武間の接触の重ねらる、に伴ひて、院の御心事も自ら変遷を見るに至りしもの、如し」と、天皇の気持ちには、春日局の兩度の上洛や家光の上洛が行われることによつて、次第に変化したとする。結局、「上皇の御心事は寛永の中年<sup>殊に十二年將軍を上洛後(?)</sup>を以て一変し、爾後の御生活は頗る享樂的方面に向ひ給へるが如し」と判定する。これは極めて重要な指摘である。そしてその後の時代において、東福門院と共に、宮中へ民間の風俗を積極的に導入する一方、宮中の風俗が民間に影響を与えた事もあつたとする。

ただし桜井はこの変化の実態を、「御遊興に或は御著撰、講筵等に後年の御生涯を傾けさせられしは即ち右の如き御鬱懷を払はんが為めと想はる、なり」と、政治的絶望が生み出した文化的逃避としてののみ説明するのは、余りにも一面的な理解であろう。それは現実に眼を背けて、古典遊興の趣味に遁れたという、逃避の態度ではなく、もつと積極的な意味合いを持つていたはずである。つまり後水尾天皇は、現実に行われていた行事・慣習に価値を見いだし、それを朝廷の文化として打ち出して行こうとする姿勢が何われるのである。しかもそれは世俗的性格を有したものだから、朝廷のみのものではない。朝廷はそれらの世俗的文化の総攬者、即ち家元的存在となる訳である。和歌の場合それが最もはっきりして、「古今伝授」と言う看板を皇室自身が獲得したのが、その端的なあらわれである。

おわりに

以上、『後水尾院当時年中行事』の内容を分析して、その世俗的・私人的性格を明らかにし、その作成目的が、直接的には後光明天皇に贈るため、基本的にはこれらの行事・慣習の価値を認知するにあつたことを述べた。それにしても後光明天皇の漢学志向と言う事実は、極めて興味深い問題である。そもそも日本の朝廷における、漢学志向と和学志向と言う、二つの流れは常に存在していただろう。しかも両者は一つの人格の中でも、対立し且つ共存すると言う、複雑な関係であつたはずである。漢学志向とは、朝廷の本来の在り方を律令制度に求めて、その復活を希求する意識に結び付く。律令原理主義とも言うべきものである。したがつて後光明天皇の意識の在り方は、その後の宝暦・明和事件、さらには明治維新の王政復古思想に発展して行つたと言える。それに対して朝廷の基本的・現実的意識を形作つて来たのが、和学志向の精神であろう。それは武家政権と共存する精神ともいえる。『後水尾院当時年中行事』の成立にあつて、この二つの精神の葛藤が見られるのは、もつと注目されて良い事実ではなからうか。

〔註〕

(1) 名称は外に、後水尾院年中行事・当時年中行事・年中行事・禁裏年中行事・大内年中行事・仮名年中行事などがある。

(2) 『改定史籍集覧』二十七卷、明治三十五年、近藤出版部。『丹鶴叢書』六、大正三年、国書刊行会。『列聖全集』御撰集六、大正六年、列聖全集編纂会。『新註皇学叢書』第五卷、昭和三年、広文庫刊行会。

(3) 『宗建卿記』享保十四年八月十日条に、「後水尾院御時、御清書者被進禁中、中書者被進新院<sup>後西院</sup>於御草稿者被置置法皇」とある。

(4) 米田雄介「朝儀の再興」『日本の近世 2 天皇と將軍』第五章、平成三年九月、中央公論社。

(5) 『京 御所文化への招待』(平成六年六月、淡交社)の「御所ことば」(相馬万里子執筆)の項に、「後水尾院御作・宸筆」とある。

(6) 『後水尾院年中行事』、内題「年中行事 後水尾御撰」、国会図書館架番号、別図3-3、3-5。

(7) 正月一日の四方拝とその後朝餉御膳の部分で、幾つかの具体例を上げると、丹鶴系統では、前後↓御後・かくの間↓階間・かけとり↓うけとり、貞丈系統では、御手水↓御手洗・定袴↓常に袴・本膳↓本路・金箸↓金器・平縮↓平絹、(誤↓正)の誤りがある。

(8) 長文の欠落の具体例として、次に年中行事部分と簡条書き部分それぞれの箇所を示す。『』の内が、欠落部分である。

①年中行事部分

(五月) 五日(中略) 清涼殿の東庭鬼の間のとをりに、高欄にすへてさうふの御殿とかいふものをたつ、あやめのこしなるへし、あやめのこしは六府の沙汰とみえたと、いかなる事にか、此比は東坊城家より材木下行等のものを出して衛士をしてつくらしめて、これをたてまつる、又内侍所の西にもたつ、是は梅がはたと云所より材木を出して、是も衛士つくり調進する也、『梅かはたはもと右衛門府領也、今は菊亭家領となりたれと、むかしの由緒によりて、かの材木をたてまつるにや、東坊城にもかはりの故はありもこそす、めと、其家にもしらす、聞伝へたる人もなし、又衛士がつくるもいかなる故にか、あやめのこしは、三日には南殿の階の東西にたて、四日にはあさかれいの庭にたつるよしあれば、これにこそ南殿ノ階の東西は内侍所の西になり、あさかれいの庭は鬼の間ともあやまるへき事也、夕方の御祝けふは初献にちまきを供す、女中にもたふ、三献目の御銚子に昌蒲の根をきさみて入、男の御とをしの時、勾当内侍五とのかはらけをもて出、あたらした、しこれは旧院の御時よりの事也、上戸にはひとつ給はるへきための事也、女中の衣裳けふよりす、しうらのねりを用ふ、此外みな三月三日に同じ、

②簡条書部分

一、猿楽は宮中に入す、但道の者にあらざるは、参る事常の事也、幸若大かくら等のまひく、又くるしからず、『是も道の者にてまいらぬ事のやうに申衆もありしを、故白河二位まひくは根本唱聞師也、千秋万歳等も唱門師也、正親町院の御時幸若度々しこう申たる由申て、其後弥不審なく参る也』座頭・鉢た、き・門説教・うた念仏・八ちやうかね・せきそろ・鳥をひ・むねた、き等の乞食の類まいらす、河原の者はまいれと、火の物をは食せしめず、

(9) 年中行事部分の三例を次に紹介しておく。『』の内が、東山御文庫本が欠落している部分である。

正月一日、御祝

次に平の御盤に御さか月をすへて『供す、其様中央に三どの土器ひとつをすて、』めぐりに深草かはらけ三つ、かさねて九すふ、是をこさか月といふ、

正月七日、御祝

夕方御みその御盃一こん参る、『庇の西中央の間の北の方の御盃一献』まいる所も、陪膳・手長等のさほうも、あしたの御はんにも同じ、

正月十七日、鶴包丁・舞御覧

先鶴の包丁あり、小預是を奉仕す、事をはりて御大刀をたふ、蔵人東階にのそ『みてこれを下す、かしこまりて退く、次に樂所奉行舞の目録を持ちて東階にのそ』む、左右の樂人二人階下にす、みて、目録を給てしりそく、

(10) 拙稿「朝廷年中行事の転換―御祝の成立―」(『東京大学史料編纂所報』第十八号、昭和五十九年三月)。

(11) 拙稿「諸札」の成立と起源」(『日本歴史』第四二六号、昭和五十八年十一月)。

(12) 『国書総目録』によれば、全国の図書館・大学・文庫等二十箇所に、写本が所蔵されている。

(13) 金沢市立図書館所蔵『近代年中行事』(元尊経閣文庫、今枝氏旧蔵書籍)によって行数を計算した。

- (14) 註(10) 拙稿参照。  
(15) 『年中定例記』。  
(16) 註(11) 拙稿参照。  
(17) 『年中定例記』・「長祿二年以来申次記」。  
(18) 高階経徳等編『禁中行事紀聞』。  
(19) 奥野高広『皇室御経済史の研究』後編、第一章「戦国時代の皇室御経済」の内、「禁裏御年中行事」の節、第三章「江戸時代の皇室御経済」の内、「禁裏殿舎諸役人職掌及び年中御行事」の項でも、表行事と奥行事を明確に区分して、解説している。  
(20) 例えば四月一日に、「こよひの御さか月より、女中ひとつゑり也、うはき張うらのひとつを着也」、六月一日に、「女中の衣裳けふよりは、まろす、しを着す」とある。  
(21) この点、服飾史研究者・宍戸忠雄氏の教示に拠る。  
(22) 後柏原・後奈良・正親町の三天皇は、自ら『御湯殿上日記』を記した。米田雄介『歴代天皇の記録』(平成四年五月、続群書類従完成会)第四章「室町・戦国時代の天皇の日記」。  
(23) 辻善之助『日本文化史』第五卷。  
(24) 奥野前掲書七十五頁に、「奥御行事は表御行事と異り、殆んど廃絶することなく、戦国時代を経過したことは御湯殿上日記等によって明らかである」と指摘している。  
(25) 『槐記』享保十七年八月九日条に、「後光明院ハ、近代ニテハ又大器量ノ天子ニテマシマス、飽マデ御慈悲フカクマシマシテ、飽クマデ嚴重ニテ、恐レ奉ルコトタ、ナラズト也、愛宕故大納言殿ノ御咄ニモ、毎度承リシト、右京大夫申シ上ラル」とある。  
(26) 三浦周行「後光明天皇の御好學と朝山意林庵」『史学雑誌』第二十三編四号・第二十九編十一号。  
(27) 『鳳啼集』、『続々群書類従』一三・『列聖全集』御製集七。  
(28) 辻善之助『聖徳餘光』昭和十五年十一月、紀元二千六百年奉祝会。  
(29) 辻『聖徳餘光』。  
(30) 『日本国語大辞典』小学館。  
(31) 『鳩巢小説』下、『続史籍集覽』第六卷。  
(32) 正親町天皇に『禁中雜事』があるが、詳細なものではない。  
(33) 桜井秀「風俗史上より見たる後水尾上皇と東福門院」『史林』五卷一号、大正九年。

第1表 年中行事部分の項目・行数

正月朔日		御祝	0.5	四日	
四方拝	32	御吉書左義長	17.5	菖蒲茸	2
朝物	3.5	十六日		菖蒲枕	5
朝御盤	4	朝物	2	五日	
うけとり	8	御祈祷	5	朝物ちまき・朝盃・朝餉	1
朝餉	17	踏歌節会	1	菖蒲御湯	3.5
御祝	90	十七日		菖蒲御殿	14.5
小朝拝	2.5	朝物・かゆ	0.5	御祝ちまき	6
節会	16	舞御覧	7.5	菓玉	4
齒固	8	十八日		八日	
二日		朝物・かゆ	0.5	今宮祭, 物忌札	3
朝物	0.5	左義長	6.5	十五日	
御はきそめ	4	十九日		物忌札	1
うけとり・とりそめ	10.5	御会はしめ	14	十六日	
牛飼御礼	3	二十日		御祈祷	1
ちらし油	1	御祝	2	六月朔日	
御祝	7	二月朔日		朝物こほりかちん	1
三日		朝御盤・朝御盃・朝餉	1.5	御祝こほりかちん	3
朝物・うけとり	1	御祝	20.5	七日	
御祝	2	十五日		祇園会, 物忌札	2
四日		涅槃会	10	十四日	
朝物	3	廿二日		物忌札・祇園会御盃	2
朝御盤	18	水無瀬宮御法楽	13	十六日	
うけとり	9	廿五日		嘉定	18
(千秋万歳)	4	聖廟御法楽	2	晦日	
宮門跡比丘尼年始御文	6	三月朔日		御ゆする	5
五日		二月朔日に同じ	1	みな月の輪	42
手斧初め	4.5	三日		七月朔日	
千秋万歳	5.5	朝御盃	0.5	御祝	1
六日		鬪鶏	3	七日	
年越しの御盃	3	朝餉	0.5	梶の葉和歌	19.5
七日		御祝	4	茅の輪	4.5
朝物	0.5	人形進上	16	朝盃・朝餉等	0.5
御祝	6.5	四月朔日		御祝	5.5
白馬節会	1	每事如例	0.5	星の和歌	5
八日		衣替	2	日限不定, 盆前	
後七日御修法・太元法	10.5	(諸社祭)	3	御目出度事	34
(この頃)		賀茂祭	2.5	十四日	
諸礼	34.5	十六日		灯籠進上	2
十一日		黒戸夏草摘	8	十五日	
奏事始	11	五月朔日		御祝	16
十四日		每事如常	1	十六日	
年越しの御盃	1			灯籠御返し	2
ちらし油	1			十八日	
十五日					
朝物	2				

物忌符	1	御祝	2	女中衣裳	3
		和歌詠進	3	(五節帖台試)	3
八月朔日		十三日		十二月朔日	
御たのむ	17.5	名月御盃・名月御覧	1	毎事例の如し	0.5
陰陽頭札進上	1	十六日		女中衣裳	2.5
牛飼御礼	0.5	御祈祷	1	八日	
朝盃・朝餉等	0.5			うんそう粥	3
御祝	2.5	十月朔日		日時不定	
十五日		毎事常のごとし	0.5	煤払い	27
名月御盃	3.5	衣替え	4.5	御髪上げ	8
名月御覧	3.5	亥日		節分	
十八日		亥子	54	ちらし油	0.5
物忌符	1	十五日		豆打ち	18
御霊会御盃	1	御日待ち	4	御方違	9.5
九月朔日		十一月朔日		晦日	
毎事常の如し	1	毎事例の如し	0.5	御ゆるする	1
八日		郁子	1.5	御年の実	3.5
菊綿	17	子日		歳末御礼	1.5
九日		子祭	6	ちらし油	1
三月五日等の節供に同じ	1	二丑日			

第2表 簡条書部分の項目・行数

賢所	2	局	10	宮仕の始	4
同	7	上臈作法	4	同	15
毎日次第	39	御誕生日・千巻心経	4	女中童名	2
御服召し	6	御誕生日御祝	2	服中賜暇	9
御けずりぐし	4	御楽はじめ	11	親父年忌	8
御髪理する事	5	初雪御盃	2	禁忌	3
御口移御手移	5	御盃かさねてまいる	6	同	2
かたびら	3	御陪膳	19	同	1
物をまゐる時	2	あしたの御盤御陪膳	8	触穢の時内侍所注連	2
まゐらざる物	7	菓子ふぜいのもの	2	堂上の娘	7
同	1	畳上臈	7	武家に嫁したる人	9
同	1	女中衣裳	38	武家の娘	6
同	1	女中懐妊	24	儲君親王御同宿	25
塗りたる物	4	御所々々御祝	95	儲君親王上臈	5
三方	1	宮参り・参内	22.5	一采女	3
手づからさかな	2	髪おき	14	猿楽	9
天酌さかな	1	色直し	6.5	風呂こたつ	3
臺盤所・入御	2	ふかさぎ	20	おるる・禁忌	6
常御所・入御	2	紐おとし	6	水引	3
諸家奏慶・御対面	5	御はぐろめ	8	月のさはりの人	8
諸家元服	3	皇女びんそぎ	5	灸治	5
元服御かうぶり	2	門跡比丘尼入室作法	13	女孀	6
内々御行歩・御剣	9	髪のを結う	5		
別殿行幸	3	引眉	2		

第3表 年中行事部分の多量記載項目・行数

(名称)	(月日)	(行数)
御祝	1月1日	90
亥子	11月亥日	54
みな月の輪	6月晦日	42
諸礼	1月8日頃	34.5
御目出度事	7月盆前	34
四方拝	1月1日	32
煤払	12月不定日	27
御祝	2月1日	20.5
梶の葉和歌	7月7日	19.5
朝御盤	1月4日	18
嘉定	6月16日	18
豆打ち	節分	18
御吉書左義長	1月15日	17.5
御たのむ	8月1日	17.5
朝餉	1月1日	17
菊綿	9月8日	17
元日節会	1月1日	16
人形進上	3月3日	16
中元御祝	7月15日	16
菖蒲御殿	5月5日	14.5
御会はしめ	1月19日	14
水無瀬宮御法楽	2月22日	13
奏事始	1月11日	11
うけとり・とりそめ	1月2日	10.5
後七日御修法・太元法	1月8日	10.5
涅槃会	2月15日	10